第二十条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による流通業務総合効率化事業の推進）

第二十条の二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、流通業務総合効率化事業を推進するため、次の業務を行う。

一　認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付けを行うこと。

二　前号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

２　機構は、前項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

３　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

本則に次の一条を加える。

第三十一条　第二十条の二第二項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十一条第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に作成された第一条の規定による改正前の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下この条において「旧地域公共交通活性化再生法」という。）第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画は、第一条の規定による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下この条において「新地域公共交通活性化再生法」という。）第五条第一項に規定する地域公共交通計画とみなす。

２　この法律の施行の際現にされている旧地域公共交通活性化再生法第九条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項、第二十四条第一項、第二十七条の三第一項又は第三十条第一項の規定による認定の申請は、それぞれ新地域公共交通活性化再生法第九条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項、第二十四条第一項、第二十七条の十七第一項又は第三十条第一項の規定による認定の申請とみなす。

３　この法律の施行の際現に旧地域公共交通活性化再生法第二十七条の三第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。）を受けている旧地域公共交通活性化再生法第二十七条の二第一項に規定する地域公共交通再編実施計画及びこれに定められた旧地域公共交通活性化再生法第二条第十一号に規定する地域公共交通再編事業は、それぞれ、施行日に新地域公共交通活性化再生法第二十七条の十七第二項の認定を受けた新地域公共交通活性化再生法第二十七条の十六第一項に規定する地域公共交通利便増進実施計画及びこれに定められた新地域公共交通活性化再生法第二条第十三号に規定する地域公共交通利便増進事業とみなす。

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前にされた流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項の認定の申請（第三条の規定による改正後の同法第二条第四号に規定する貨客運送効率化事業に相当する事業が記載された同項に規定する総合効率化計画に係るものに限る。）であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

２　施行日前に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項の認定（同法第五条第一項の変更の認定を含む。）を受けた同法第四条第一項に規定する総合効率化計画（前項に規定する事業が記載されたものに限る。）の変更の認定及び認定の取消し並びに当該総合効率化計画に関する報告の徴収については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、情報通信技術その他の先端的な技術の活用が地域における旅客の運送に関するサービスの向上に重要な役割を果たすことに鑑み、この法律の施行後適当な時期において、当該サービスの利用者の利便の増進に資する多様な情報の共有を図るための基盤の整備、情報通信技術を活用した運賃及び料金の支払の円滑化の促進その他の当該サービスの提供に係る先端的な技術の活用に関する施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の五中「地域公共交通再編事業」を「地域旅客運送サービス継続事業」に、「地域公共交通再編実施計画」を「地域旅客運送サービス継続実施計画」に、「認定が」を「認定又は同法第二十七条の十六第一項（地域公共交通利便増進事業の実施）に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十七第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の認定が」に、「の同意」を「の同意又は同法第二十七条の十六第三項の同意」に、「を当該」を「又は当該地域公共交通利便増進実施計画に係る同法第二十七条の十七第一項の規定による申請を、これらの」に改める。

別表第一第百二十号中「第二十七条の四」を「第二十七条の四第一項（鉄道事業法の特例）、第二十七条の十第一項（鉄道事業法の特例）、第二十七条の十八」に、「（地域公共交通再編実施計画」を「（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の九第三項（貨客運送効率化実施計画の認定）（同条第九項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の十七第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）」に、「よる地域公共交通再編実施計画」を「よる地域公共交通利便増進実施計画」に改め、「第二十七条の五」の下に「（軌道法の特例）、第二十七条の十一（軌道法の特例）、第二十七条の十九」を、「第二十七条の三第二項の」の下に「規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の九第三項の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の十七第二項の」を加え、同表第百二十五号中「第二十七条の六第一項」の下に「（道路運送法の特例）、第二十七条の十二（道路運送法の特例）、第二十七条の二十第一項」を加え、「地域公共交通再編実施計画」を「（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の九第三項（貨客運送効率化実施計画の認定）（同条第九項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の十七第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）」に、「よる地域公共交通再編実施計画」を「よる地域公共交通利便増進実施計画」に改め、「第十条第一項」の下に「（貨物自動車運送事業法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十三」を、「総合効率化計画の認定」の下に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の九第三項の規定による貨客運送効率化実施計画の認定」を加え、同表第百二十五号の三中「特例」の下に「又は第二十七条の二十第一項（道路運送法の特例）」を加え、「地域公共交通再編実施計画」を「地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第六項において準用す